





令和6年度 高砂市特定調達物品等一覧

調達番号	品目	判断の基準	参考となる環境ラベル
紙類			
1	コピー用紙 A4 B4 A3 B5 その他の用紙	<ul style="list-style-type: none"> ●総合評価値が80以上 ●バージンパルプの合法性の担保 ●総合評価値・内訳の表示(コピー用紙) 	
2	塗工されていない印刷用紙←色上質紙	<ul style="list-style-type: none"> ●総合評価値が80以上 ●原料の持続可能性の担保(※注 以外の原料の不使用) ●バージンパルプの合法性の担保 ●総合評価値・内訳のウェブサイト等による情報提供(印刷用紙) 	
3	塗工されている印刷用紙		
4	フォーム用紙	<ul style="list-style-type: none"> ●古紙/パルプ配合率70%以上 ●白色度70%以下(フォーム用紙) ●バージンパルプの合法性の担保 	
5	インクジェットカラープリンター用塗工紙	<ul style="list-style-type: none"> ●塗工量が両面で12g/m²以下(フォーム用紙) ●塗工量が両面で20g/m²以下、片面12g/m²以下(IJ用塗工紙) 	
6	トイレットペーパー		
7	ティッシュペーパー	●古紙/パルプ配合率100%	
文具類			
	特に記載がない文具類(共通基準)	<p>【金属を除く主要材料がプラスチックの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●プラスチック重量比で再生プラスチック配合率40%以上(ポストコンシューマ材料の場合は20%以上)又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 <p>【金属を除く主要材料が木質の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●間伐材、端材等の再生資源又は合法材の使用 <p>【金属を除く主要材料が紙の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●古紙/パルプ配合率50%以上 ●バージンパルプの合法性の担保 <p>【大部分の材料が金属類の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原材料使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化 ●異種材料間の易分解性(安全性の観点から必要性のある部品を除く) 	
	※のある文具類	<p>【金属を除く主要材料の基準が下記を満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生プラスチック配合率70%以上又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。(ポストコンシューマ材料の場合は35%以上) 	
8	シャープペンシル		
9	シャープペンシル替芯		
10	ボールペン	●共通基準を満たし芯が交換できる	
11	マーキングペン		
12	鉛筆		
13	※スタンプ台	●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと	
14	※朱肉	●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと	
15	印章セット		
16	印箱		
17	公印		
18	ゴム印		
19	回転ゴム印		
20	定規		
21	トレー		
22	消しゴム		
23	※ステープラー(汎用型)	●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと	
24	ステープラー(汎用型以外)		
25	ステープラー針リムーバー		
26	※連射式クリップ(本体)	●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと	
27	※事務用修正具(テープ)	●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと	
28	事務用修正具(液状)		
29	クラフトテープ	●古紙/パルプ配合率40%以上	
30	布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む。)	●テープ基材(ラミネート層を除くことができる。)については再生プラスチック配合率40%以上又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること	
31	両面粘着紙テープ	●古紙/パルプ配合率40%以上	
32	製本テープ		
33	※ブックスタンド	●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと	
34	ペンスタンド		
35	クリップケース		
36	はさみ		
37	マグネット(玉)		
38	マグネット(バー)		
39	テープカッター		
40	パンチ(手動)		
41	モルトケース(紙めくり用スポンジケース)		
42	紙めくりクリーム		
43	鉛筆削(手動)		
44	※OAクリーナー(ウエットタイプ)	●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと	
45	OAクリーナー(液タイプ)		
46	ダストブロワー	●噴射剤にフロン類が使用されていないこと	
47	レターケース		
48	※メディアケース(CD、DVD、BD用)	<ul style="list-style-type: none"> ●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと ●スリムタイプも可 	

調達 番号	品 目	判 断 の 基 準	参考となる環境ラベル
49	マウスパッド		
50	OAフィルター(枠あり)	●共通基準を満たすこと、またはバイオマスプラスチックの使用 ●枠部の再生プラスチック配合率50%以上	
51	丸刃式紙裁断機		
52	カッターナイフ		
53	カッティングマット		
54	デスクマット		
55	OHPフィルム	●再生プラスチック配合率30%以上又はバイオマスプラスチック	
56	※絵筆	●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと	
57	絵の具		
58	墨汁		
59	のり(液状)(補充用を含む。)		
60	のり(澱粉のり)(補充用を含む。)		
61	のり(固形)(補充用を含む。)		
62	のり(テープ)		
63	※ファイル	●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと	
64	※バインダー	●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと	
65	ファイリング用品		
66	アルバム(台紙を含む。)		
67	※つづりひも	●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと	
68	カードケース		
69	事務用封筒(紙製)	●古紙パルプ配合率40%以上	
70	窓付き封筒(紙製)	●古紙パルプ配合率40%以上 ●窓部分のフィルムは再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用	
71	罫紙	●主要材料が古紙パルプ配合率70%以上、バージンパルプの合法性の担保	
72	起案用紙	●塗工されているものは塗工量が両面で30g/m ² 以下又は塗工されている印刷用紙に係る判断基準を満たすこと	
73	ノート	●塗工されていないものは白色度70%程度以下	
74	パンチラベル		
75	※タックラベル	●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと	
76	※インデックス	●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと	
77	※付箋紙	●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと	
78	付箋フィルム		
79	黒板拭き		
80	ホワイトボード用レーザー		
81	額縁		
82	テープ印字機等用カセット	【次のいずれかの基準を満たすこと】 ●共通基準を満たすこと ●次の要件を満たすこと ア 使用済み製品にテープ部分(リボンを含む。)を再充填し、必要に応じて消耗部品を交換できることが、包装、同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに表記されていること イ 通常の使用条件で、5回以上繰り返して使用することが可能であること ウ 工場で再充填される製品は、使用済み製品の回収システムがあること エ 工場で再充填される製品は、回収した製品の部品の再資源化率が製品全体の重量の95%以上であること。また、回収した製品の部品のうち再使用または再生使用できない部分は、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと	
83	テープ印字機等用テープ	【次のいずれかの基準を満たすこと】 ●共通基準を満たすこと ●テープ部分を交換することでテープ印字機等をそのまま使用できること	
84	※ごみ箱	●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと	
85	※リサイクルボックス	●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと	
86	缶・ボトルつぶし機(手動)		
87	名札(机上用)		
88	名札(衣服取付型・首下げ型)		
89	鍵掛け(フックを含む)		
90	チョーク	●再生材料10%以上	
91	※グラウンド用白線	●※のある文具類の基準と共通基準を満たすこと ●再生材料70%以上	
92	梱包用バンド	【主要材料が下記を満たすこと】 ●古紙パルプ配合率100% ●ポストコンシューマの再生プラスチックがプラスチック重量の25%以上	







調達 番号	品 目	判 断 の 基 準	参考となる環境ラベル
オフィス家具等			
93	いす	<ul style="list-style-type: none"> ■ 共通基準 【全品目(材料にかかわらず)】 ● 保守部分又は消耗品は製造終了後5年以上供給 	
94	机	<ul style="list-style-type: none"> ● 大部分の材料が金属類の棚・収納用什器のうち収納庫・棚 	
95	棚	<ul style="list-style-type: none"> ● 棚板の機能重量が0.1以下(棚板のあるもの) 	
96	収納用什器(棚以外)	<ul style="list-style-type: none"> ● 単一素材分解可能率が90%以上 	
97	ローパーテーション	<ul style="list-style-type: none"> ● リデュース、リサイクルに配慮された設計 	
98	コートハンガー	<ul style="list-style-type: none"> ● リデュース、リサイクルに配慮された設計 	
99	傘立て	<ul style="list-style-type: none"> 【主要材料がプラスチックの場合】 ● 再生プラスチックがプラスチック重量比10%以上、またはバイオマスプラスチックが25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上 	
100	掲示板	<ul style="list-style-type: none"> 【主要材料が木材の場合】 ● 間伐材、端材等の再生資源又は合法材 	
101	黒板	<ul style="list-style-type: none"> ※ 間伐材に係る合法性確認の手続きは、クリーンウッド法の対象物品か否かで異なる。 	
102	ホワイトボード	<ul style="list-style-type: none"> ● ホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/m³h以下 	
103	個室ブース	<ul style="list-style-type: none"> ● 古紙パルプ配合率50%以上 	
104	ディスプレイスタンド	<ul style="list-style-type: none"> ● パージンパルプの合法性の担保 	
画像機器等			
105	コピー機	<ul style="list-style-type: none"> ■ 共通基準 ● 定量的環境情報(カーボンフットプリント等)の開示 	
106	複合機 ※コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち1以上の機能を有するもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 ● 製品の回収・リサイクルシステムの保有等 ● 少なくとも25gを超える部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること ● 紙類の判断の基準を満たした用紙の使用が可能 	
107	拡張性のあるデジタルコピー機 ※複合機として扱うことも可	<ul style="list-style-type: none"> 【複合機】 ● 国際エネルギープログラム適合(Ver.3.0) ※ リユースに配慮した複合機及びプロ用複合機は、Ver.2.0を適用(経過措置) 【コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機】 ● 国際エネルギープログラム適合(Ver.2.0) 	
108	プリンタ	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際エネルギープログラム適合(Ver.3.0) ● 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 	
109	プリンタ複合機 ※プリンタをベースとし2つ以上の機能を持つもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること ● 紙類の判断基準を満たした用紙の使用が可能 	
110	ファクシミリ	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際エネルギープログラム適合(Ver.2.0) ● 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 	
111	スキャナ	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際エネルギープログラム適合(Ver.3.0) ● 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 	
112	プロジェクタ	<p>以下の1又は2のいずれかを満たすこと</p> <p>1. 以下の基準を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製品本体の重量が基準値以下 ● 消費電力が基準値以下 ● 待機時消費電力が0.4W以下(ネットワーク待機時は適用外) ● 光源ランプに水銀使用の場合、必要な要件を満たすこと ● 保守部品又は消耗品の供給期間は当該製品の製造終了後5年以上 ● 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 <p>2. エコマーク認定基準を満たすこと、又は同等以上であること</p>	
113	トナーカートリッジ	<p>以下の1又は2のいずれかを満たすこと</p> <p>1. 以下の基準を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 使用済カートリッジの回収システム ● 回収部品の再使用・マテリアルリサイクル率 <p>トナーカートリッジ: 50%以上 インクカートリッジ: 25%以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 回収部品の再資源化率が95%以上 ● 回収部品のうち、再利用できない部分は減量化等した上で適正処理、単純埋立を回避 	
114	インクカートリッジ	<ul style="list-style-type: none"> ● トナー又はインクの化学安全性が確認されている ● 特定調達物品の使用が可能 ● 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を含まない <p>2. エコマーク認定基準を満たすこと、又は同等以上であること</p>	



調達番号	品目	判断の基準	参考となる環境ラベル
電子計算機等			
115	電子計算機	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー消費効率が、下記を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> *サーバー型電子計算機 <ul style="list-style-type: none"> 省エネトップランナー基準を満たすこと(100%以上達成) *クライアント型電子計算機は下記のいずれかを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ア 省エネトップランナー基準を満たすこと(100%以上達成) イ 国際エネルギースタープログラム: Ver.8.0基準適合 ●特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 ●搭載機器・機能の簡素化(一般行政事務用ノートパソコンに適用) ●少なくとも筐体又は部品の一つに、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックが使用されていること(プラスチックが使用される場合に適用) 	  
116	磁気ディスク装置	<ul style="list-style-type: none"> ●省エネ法に基づくエネルギー消費効率が区分ごとの達成基準値を満たすこと 	 
117	ディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> ●国際エネルギースタープログラム基準適合(Ver.8.0) ●特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 ●動作再開時、自動的に使用可能な状態に復帰 	 
118	記録用メディア	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上又は古紙パルプ配合率70%以上(エコマーク認定品) ●スリムタイプ又はスピンドルタイプ ●バイオマスプラスチックの使用 	
オフィス機器等			
119	シュレッダー	<p>【次の1,2のいずれかを満たすこと】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.次の要件を満たすこと <ol style="list-style-type: none"> ア.待機時消費電力1.5W以下 イ.低電力モード又はオフモードへの移動時間は10分以下 ウ.特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと 2.エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること 	
120	デジタル印刷機	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー消費効率の基準を満たす ●紙類の判断の基準を満たした用紙の使用が可能 ●特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと 	
121	掛時計	<p>【次のいずれかの基準を満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●太陽電池式(蓄電機能付で一次電池不要) ●太陽電池及び一次電池使用で一次電池が5年以上使用可能 ●一次電池が5年以上使用可能 	
122	電子式卓上計算機(電卓)	<ul style="list-style-type: none"> ●使用電力の50%以上が太陽電池から供給されるもの ●再生プラスチック配合率40%以上又はバイオマスプラスチックが使用されていること ●特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと 	
123	一次電池又は小形充電式電池(単1形～単4形)	<ul style="list-style-type: none"> ●一次電池はアルカリ相当以上のもの(マンガン電池でないもの) ●小形充電式電池は充電式のニッケル水素電池等 	
移動電話等			
124	携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> ●ア又はイのいずれかを満たしていること(携帯電話・PHSのみ) <ol style="list-style-type: none"> ア 搭載機器・機能の簡素化(通話及びメール機能等に限定) イ アプリケーションのバージョンアップが可能 ●環境配慮設計の実施及び公表 	
125	PHS	<ul style="list-style-type: none"> ●回収及びマテリアルリサイクルのシステムの構築 ●再使用又は再生利用できない部分は適正処理の実施 ●バッテリー等の消耗品の修理システム(部品を6年以上保有※)の構築 ※スマートフォンは、当面の間消耗部品等の保有期限を3年以上で可とする。 ●特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 	
126	スマートフォン	<ul style="list-style-type: none"> ●再生プラスチックの配合率又はバイオマスプラスチックの配合率(バイオベース合成ポリマー含有率)情報のウェブサイト等における開示(プラスチックが使用されている場合) 	
家電製品			
127	電気冷蔵庫	<ul style="list-style-type: none"> ■共通基準 ●ノンフロン ●特定の化学物質の含有率基準値以下、含有情報の公表 	
128	電気冷凍庫	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー消費効率が以下の基準を満たすこと <p>【電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫】</p> <p>(基準値1)省エネ基準達成率105%以上 (基準値2)省エネ基準達成率100%以上</p>	 
129	電気冷凍冷蔵庫	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー消費効率が以下の基準を満たすこと <p>【電気冷凍庫】</p> <p>(基準値1)省エネ基準達成率110%以上 (基準値2)省エネ基準達成率100%以上</p>	 
130	テレビジョン受信機	<ul style="list-style-type: none"> ●リモコン待機時の消費電力0.5W以下 ●特定の化学物質の含有率基準値以下、含有情報の公表 ●エネルギー消費効率が以下の達成率基準値を満たすこと <p>【液晶テレビ】</p> <p>ア 2K未満 省エネ法トップランナー基準達成率75%程度以上 イ 2K以上4K未満 省エネ法トップランナー基準達成率100%以上 ウ 4K以上 省エネ法トップランナー基準達成率71%程度以上</p> <p>【有機EL】</p> <p>省エネ法トップランナー基準達成率85%程度以上</p>	  
131	電気便座	<ul style="list-style-type: none"> ●基準エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以下(貯湯式温水洗浄便座: 172kWh/年、瞬間式温水洗浄便座: 87kWh/年) 	 
132	電子レンジ	<ul style="list-style-type: none"> ●省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準100%以上達成 ●待機時消費電力0.05W未満 ●特定の化学物質の含有率基準値以下、含有情報の公表 	

調達番号	品目	判断の基準	参考となる環境ラベル
エアコンディショナー等			
133	家庭用エアコンディショナー	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー消費効率が以下の基準を満たすこと 【家庭用エアコンディショナー】冷房能力が28kW以下で省エネ法達成率100% 【業務用エアコンディショナー】 <ul style="list-style-type: none"> ・冷房能力が28kW以下で次の基準を満たすこと (基準値1)設定なし (基準値2)省エネ法達成率88%以上達成 ・冷房能力が50.4kW以下で以下の基準を満たすこと (基準値1)省エネ法達成率100%又は88%以上かつ冷媒の地球温暖化係数が750以下 (基準値2)省エネ法達成率88%以上達成 ●冷媒に使用される物質の地球温暖化係数が750以下 ●特定の化学物質の含有率基準値以下、含有情報の公表 	
134	業務用エアコンディショナー	<ul style="list-style-type: none"> ●期間成績係数はJIS適合機種が対象1.07(APFs)以上 ●オゾン層破壊物質不使用 	
135	ガスヒートポンプ式冷暖房機	<ul style="list-style-type: none"> ●省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率100%以上 	
136	ストーブ	<ul style="list-style-type: none"> ●省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率100%以上 	
温水器等			
137	ヒートポンプ式電気給湯器	<ul style="list-style-type: none"> 【家庭用】(エコキュート) ●省エネ法トップランナー基準(2025年度目標)達成率100%以上 ●ノンフロン 【業務用】 年間加熱効率が加熱能力に対応した年間加熱効率基準を下回らないこと 	
138	ガス温水機器	<ul style="list-style-type: none"> ●潜熱回収型ガス温水機器については、省エネ法トップランナー基準(2025年度目標)に基づくエネルギー消費効率90%以上 ●ハイブリッド給湯機は年間給湯効率が108%以上 ●従来型機器はエネルギー消費効率が省エネ法トップランナー基準(2025年度目標)の達成レベル以上 	
139	石油温水機器	<ul style="list-style-type: none"> ●潜熱回収型石油温水機器については、省エネ法トップランナー基準(2025年度目標)に基づくエネルギー消費効率90%以上 ●従来型機器はエネルギー消費効率が省エネ法トップランナー基準(2025年度目標)の達成レベル以上 	
140	ガス調理機器	<ul style="list-style-type: none"> ●省エネ法トップランナー基準(2025年度目標)達成率100%以上 	
照明			
141	照明器具	<ul style="list-style-type: none"> 【投光器及び防犯灯以外のLED照明器具】 ●固有エネルギー消費効率が以下の基準を満たすこと (基準値1) <ul style="list-style-type: none"> 昼光色、昼白色、白色:144lm/W (ただし、ダウンライトは114lm/W、高天井器具は156lm/W) 温白色、電球色:102lm/W (ただし、ダウンライトは96lm/W、高天井器具は102lm/W) (基準値2) <ul style="list-style-type: none"> 昼光色、昼白色、白色:120lm/W (ただし、ダウンライトは95lm/W、高天井器具は130lm/W) 温白色、電球色:85lm/W (ただし、ダウンライトは80lm/W、高天井器具は85lm/W) ●平均演色評価数Ra80以上(ダウンライト及び高天井器具はRa70以上) 【投光器及び防犯灯】 ●固有エネルギー消費効率が基準値以上 昼光色、昼白色、白色:(投光器)105lm/W、(防犯灯)80lm/W 温白色、電球色:(投光器)90lm/W、(防犯灯)対象外 ●平均演色評価数Ra70以上 【共通】 ●LEDモジュール寿命が40,000時間以上 ●特定の化学物質の含有率が基準値以下、含有情報の公表 	
142	LEDを光源とした内照式表示灯(誘導灯を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ●定格寿命が30,000時間以上 ●特定の化学物質の含有率が基準値以下、含有情報の公表 	
143	電球形形状のランプ	<ul style="list-style-type: none"> 【電球形LEDランプ】 ●ランプ効率が基準値以上 ・昼光色、昼白色、白色:E26/E17/GX53口金 110.0lm/W以上 上記以外 80lm/W以上 ・温白色、電球色 :E26/E17/GX53口金 98.6lm/W 以上 上記以外 70lm/W以上 (ただし、ビーム開きが90度未満の反射型タイプは、明るさ、光源色を問わず50lm/W以上とする) ●平均演色評価数Ra70以上 ●定格寿命が40,000時間以上 (ただし、ビーム開きが90度未満の反射型タイプは、30,000時間以上) 	

調達番号	品目	判断の基準	参考となる環境ラベル
自動車等			
144	自動車 乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ	<p>●下記の品目ごとの基準をみたすこと</p> <p>【乗用車】 (基準値1) 電動車等であること(ただし、ハイブリッド自動車は2020年度燃費基準達成かつ2030年度燃費基準70%達成レベル及び排ガス基準を満たすこと) ●カーエアコン冷媒の地球温暖化係数は150以下であること(令和8年度まで経過措置適用)</p> <p>【小型バス】 (基準値1) 電動車等であること (基準値2) 次世代自動車又は2015年度燃費基準値を満たすこと</p> <p>【小型貨物車】 (基準値1) 電動車等であること (基準値2) 次世代自動車又は2022年度燃費基準90%達成レベルを満たすこと</p> <p>【バス等】 (基準値1) 電動車等であること (基準値2) 次世代自動車又は2015年度燃費基準値の+5%超過達成レベルを満たすこと</p> <p>【トラック等】 (基準値1) 電動車等であること (基準値2) 次世代自動車又は2015年度燃費基準値の+5%超過達成レベルを満たすこと</p> <p>【トラクタ】 (基準値1) 電動車等であること (基準値2) 次世代自動車又は2015年度燃費基準値の+5%超過達成レベルを満たすこと</p> <p>※電動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう ※次世代自動車とは、電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう</p>	
145	乗用車用タイヤ	<p>●次の要件を満たすこと</p> <p>(基準値1) 転がり抵抗係数が7.7以下かつウェットグリップ性能が110以上 (基準値2) 転がり抵抗係数が9.0以下かつウェットグリップ性能が110以上</p> <p>●スパイクタイヤでないこと</p>	
146	2サイクルエンジン油	<p>●生分解度が28日以内で60%以上</p> <p>●魚類による急性毒性試験の96時間LC50値が100mg/L以上</p>	
消火器			
147	消火器	<p>●次の要件を満たすこと、又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火薬剤の40%以上が再生薬剤 ・廃消火器の回収システムがあり、適正処理されるシステムがあること 	
制服・作業服			
148	制服	<p>【使用繊維(ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維)が次のいずれかを満たすこと】</p> <p>●再生PET樹脂配合率が25%以上(裏生地を除く) ※ポリエステルが裏生地を除く繊維重量の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比50%以上</p> <p>●再生PET樹脂配合率が10%以上かつ回収システムの保有</p>	
149	作業服	<p>●故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上</p> <p>●植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上</p> <p>●植物を原料とする合成繊維が10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が4%以上かつ回収システムの保有</p> <p>●エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの</p>	
150	帽子	<p>【使用繊維(ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維)が次のいずれかを満たすこと】</p> <p>●再生PET樹脂配合率が25%以上 ※ポリエステルが繊維重量の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、ポリエステル繊維重量比50%以上</p> <p>●再生PET樹脂配合率が10%以上かつ回収システムの保有</p> <p>●故繊維配合率から得られるポリエステル繊維が10%以上</p> <p>●植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上</p> <p>●植物を原料とする合成繊維が10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上、かつ回収システムの保有</p>	
151	靴	<p>【甲部に使用される繊維(ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維)が次のいずれかを満たすこと】</p> <p>●再生PET樹脂配合率が甲材の繊維部分重量比25%以上 ※甲材のポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、甲材のポリエステル繊維重量比50%以上</p> <p>●故繊維から得られるポリエステル繊維が甲材繊維重量比10%以上</p> <p>●植物を原料とする合成繊維が甲材の25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上</p>	

調達 番号	品 目	判 断 の 基 準	参考となる環境ラベル
インテリア・寝装寝具			
152	カーテン	【使用繊維(ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維)が次のいずれかを満たすこと】 ●再生PET樹脂配合率が25%以上 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、ポリエステル繊維重量比50%以上	
153	布製ブラインド	●再生PET樹脂配合率が10%以上かつ回収システムの保有 ●故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上、かつ回収システムの保有	
154	金属製ブラインド	●明度L*値が70.0以下の場合、日射反射率が40.0%以上、70.0を超え、80.0以下の場合50.0%以上、80.0を超える場合は60.0%以上であること	 PETボトル 再利用品
155	タイルカーペット	(基準値1) ●定量的環境情報(カーボンフットプリント)が開示されていること ●未利用繊維、故繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が25%以上 (基準値2) ●未利用繊維、故繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が25%以上	
156	タフテッドカーペット	【次のいずれかを満たすこと】 ●未利用繊維、故繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が25%以上	 環境と 安全に 配慮 全日本ペット工業会
157	織じゅうたん	【次のいずれかを満たすこと】 ●未利用繊維、故繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が25%以上	
158	ニードルパンチカーペット	【次のいずれかを満たすこと】 ●未利用繊維、故繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が25%以上 ●植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比で25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上 ●植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックで環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比で10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上、かつ回収システムの保有	 環境と 安全に 配慮 全日本ペット工業会
159	毛布	【次のいずれかを満たすこと】 ●再使用した詰物が80%以上 ●再生PET樹脂配合率が25%以上 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、ポリエステル繊維重量比50%以上 ●再生PET樹脂配合率が10%以上かつ回収システムの保有 ●故繊維から得られるポリエステル繊維が10%	 衛生 マットレス 全日本ペット工業会
160	ふとん	●再使用した詰物が80%以上 【ポリエステルを使用した製品については、次のいずれかを満たすこと】 ●再生PET樹脂配合率が50%以上 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、ポリエステル繊維重量比50%以上 ●再生PET樹脂配合率が10%以上かつ回収システムの保有 ●故繊維から得られるポリエステル繊維が10%	
161	ベッドフレーム	主要材料別の基準を満たすこと、又はエコマーク認定基準を満たすこと 【主要材料がプラスチックの場合】 ●再生プラスチックがプラスチック重量比10%以上 【主要材料が木材の場合】 ●間伐材、端材等の再生資源又は合法材 ●ホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/m ³ h以下 【主要材料が紙の場合】 ●古紙/パルプ配合率50%以上 ●バージンパルプの合法性の担保	
162	マットレス	●フェルトに使用される繊維は未利用繊維又は反毛繊維 ●ホルムアルデヒドの放出量が75ppm以下 ●フロン類が使用されていないこと 【詰物の使用繊維(ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維)が次のいずれかを満たすこと】 ●詰物の再生PET樹脂配合率が25%以上 ●故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上	
作業手袋			
163	作業手袋	【主要材料が繊維(天然及び化学)の場合、次のいずれかを満たすこと】 ●再生PET樹脂配合率が50%以上 ●ポストコンシューマ材料からなる繊維が50%以上 ●未利用繊維が50%以上 ●植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上	

調達 番号	品 目	判 断 の 基 準	参考となる環境ラベル																										
その他繊維製品																													
164	集会用テント	<p>【使用繊維（ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維）が次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生PET樹脂配合率が25%以上 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、ポリエステル繊維重量比50%以上 ●再生PET樹脂配合率が10%以上、かつ回収システムの保有 ●故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上、かつ回収システムの保有 	 																										
165	ブルーシート	<ul style="list-style-type: none"> ●再生ポリエチレンが50%以上 																											
166	防球ネット	<p>【使用繊維（ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維（防球ネットのみ）、植物を原料とする合成繊維が次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比25%以上 																											
167	旗	<p>※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が繊維部分重量比10%かつ、ポリエステル繊維重量比50%以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比10%以上、かつ回収及び再使用又は再生利用システムがあること 																											
168	のぼり	<ul style="list-style-type: none"> ●再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上 ●植物を原料とする合成繊維が繊維部分全体重量比25%以上使用、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上 																											
169	幕（横断幕、懸垂幕）	<ul style="list-style-type: none"> ●植物を原料とする合成繊維が10%以上、かつバイオベース合成ポリマーが4%以上、かつ回収システムの保有（防球ネット除く） ●再生ポリエチレン繊維が50%以上（防球ネットのみ） 																											
170	モップ	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計が25%以上 ●製品使用後に回収及び再使用のためのシステムの保有 																											
設備																													
171	太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> ●太陽電池モジュールのセル実効変化効率が次の区分ごとの基準値以上 シリコン単結晶系太陽電池 16.0% シリコン多結晶系太陽電池 15.0% シリコン薄膜系太陽電池 8.5% 化合物系太陽電池 12.0% ●太陽電池モジュール・付属機器の維持・管理等に必要な情報の開示 ●発電電力量等の確認 ●太陽電池モジュールは公称最大出力80%以上を最低10年間維持するよう設計・製造 ●パワーコンディショナの負荷効率が出荷時の効率の90%以上を5年以上維持するよう設計・製造 ●太陽電池モジュールに係るエネルギーペイバックタイムが3年以内 ●太陽電池モジュールは、環境配慮設計の評価項目について事前評価が行われ、内容が確認できること ●修理及び部品交換が容易である等長期使用が可能となる設計 																											
172	太陽熱利用システム	<ul style="list-style-type: none"> ●日集熱効率が次の該当する要件を満たすこと。（基準値2以上） <table border="1" data-bbox="814 1700 1476 1893"> <thead> <tr> <th colspan="2">集熱器の区分</th> <th colspan="2">日集熱効率</th> </tr> <tr> <th>集熱媒体・機能</th> <th>集熱器の形状・透過体</th> <th>基準値1</th> <th>基準値2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">液体</td> <td>平板形透過体付き</td> <td>60%以上</td> <td>40%以上</td> </tr> <tr> <td>真空ガラス管形</td> <td>50%以上</td> <td>40%以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空気</td> <td>平板形</td> <td>40%以上</td> <td>30%以上</td> </tr> <tr> <td>透過体なし</td> <td>—</td> <td>10%以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">太陽光発電機能付き</td> <td>—</td> <td>10%以上</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●集熱器及び周辺機器について使用熱エネルギー量を考慮した設備設計が可能になるよう必要な情報の開示 	集熱器の区分		日集熱効率		集熱媒体・機能	集熱器の形状・透過体	基準値1	基準値2	液体	平板形透過体付き	60%以上	40%以上	真空ガラス管形	50%以上	40%以上	空気	平板形	40%以上	30%以上	透過体なし	—	10%以上	太陽光発電機能付き		—	10%以上	 
集熱器の区分		日集熱効率																											
集熱媒体・機能	集熱器の形状・透過体	基準値1	基準値2																										
液体	平板形透過体付き	60%以上	40%以上																										
	真空ガラス管形	50%以上	40%以上																										
空気	平板形	40%以上	30%以上																										
	透過体なし	—	10%以上																										
太陽光発電機能付き		—	10%以上																										
173	燃料電池	<ul style="list-style-type: none"> ●商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すもの 																											
174	エネルギー管理システム	<ul style="list-style-type: none"> ●建物内で使用する電力等のエネルギーを、受入、変換・搬送及び消費の各ポイントにおいて用途別・設備機器別等で計測することにより、導入拠点等において可視化できるシステム 																											
175	生ゴミ処理機	<ul style="list-style-type: none"> ●バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器 																											
176	節水器具	<ul style="list-style-type: none"> ●電気を使用しないこと ●吐水口装着型は単一個装置で多様な吐水口に対応可能であること ●節水コマ、定流量弁、泡沫キャップ、流量調整弁は、それぞれの吐水流量等の基準を満たすこと。 <p>（エコマーク認定品は判断の基準をみたくします）</p>																											

調達 番号	品 目	判 断 の 基 準	参考となる環境ラベル
177	給水栓	<p>●節水コマ内蔵水栓は、次の要件を満たすこと ア ハンドルを120度を開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ20%を超え70%以下の吐水流量であること イ ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ70%以上の吐水流量であること ウ 電気を使用しないこと</p> <p>●定流量弁内蔵水栓は、次の要件を満たすこと ア 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、適正吐水流量は8L/分以下であること イ 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること ウ 電気を使用しないこと</p> <p>●泡沫機能付水栓は、次の要件を満たすこと ア 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の80%以下であること イ 水圧0.1MPa、ハンドル(レバー)全開において、5L/分以上の吐水流量であること ウ 電気を使用しないこと</p> <p>●時間止め水栓は、次の要件を満たすこと ア 設定した時間に達すると自動的に止水すること イ 次の性能を有していること (設定時間-実時間) / 設定時間 ≤ 0.05</p> <p>●定量止め水栓は、次の要件を満たすこと ア 次の性能を有していること (設定吐水量-実吐水量) / 設定吐水量 ≤ 0.2 イ 電気を使用しないこと</p> <p>●自動水栓(自己発電機構付)は、次の要件を満たすこと ア 電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2秒以内であること イ 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること ウ 単相交流(100V)の外部電源が不要で、自己発電できる機構を有していること</p> <p>●自動水栓(AC100Vタイプ・乾電池式)は、次の要件を満たすこと ア 電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2秒以内であること イ 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること</p> <p>●手元止水機構を有する水栓は、次の要件を満たすこと ア 吐水切替機能、流量及び温度の調節機能から独立して吐水及び止水操作ができる機構を有していること イ ボタンやセンサーなどのスイッチによって使用者の操作範囲内で吐水及び止水操作だけができること</p> <p>●小流量吐水機構を有する水栓は、次の要件を満たすこと ア 流水中に空気を混入させる構造を持たないものは、0.6N以上 イ 流水中に空気を混入させる構造を持つものは、0.55N以上</p> <p>●水優先吐水機構を有する水栓は、次の要件を満たすこと ア 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の上面に位置し、レバーハンドルが水栓の正面にあるときに湯が吐出しない構造 イ 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の左右の側面に位置し、温度調節を行う回転軸が水平で、かつ、レバーハンドルが水平から上方45度までの角度で湯が吐出しない構造 ウ 湯水の吐水止水操作部から独立して水専用の吐水止水操作部が設けられた構造</p>	
178	日射調整フィルム	<p>●遮蔽係数0.7未満かつ可視光線透過率10%以上 ※可視光線透過率70%以上の場合は、遮蔽係数0.8未満で可</p> <p>●熱貫流率5.9W/m²・K未満</p> <p>●日射調整性能について、適切な耐候性が確認されている</p> <p>●貼付前後の環境負荷低減が確認されている ※年間を通じた環境負荷に関する情報開示が必要</p> <p>●各項目の情報の公表又は第三者の審査</p> <p>●適切な施工に関する情報の開示 (日本ウインドウ・フィルム工業会「エコラベル」貼り付け品)</p>	
179	低放射フィルム	<p>●可視光線透過率60%以上</p> <p>●熱貫流率4.8W/m²・K未満</p> <p>●低放射性能について、適切な耐候性が確認されている</p> <p>●貼付前後の環境負荷低減が確認されている ※年間を通じた環境負荷に関する情報開示が必要</p> <p>●各項目の情報の公表又は第三者の審査</p> <p>●適切な施工に関する情報の開示 (日本ウインドウ・フィルム工業会「エコラベル」貼り付け品)</p>	
180	テレワーク用ライセンス	<p>●インターネットを介し、遠隔地において業務が遂行できるシステム用アカウント</p>	
181	WEB会議システム	<p>●インターネットを介し、遠隔地間等において会議が行えるシステムであること</p> <p>●他の機関と相互に利用可能な会議システムであること</p>	

調達 番号	品 目	判 断 の 基 準	参考となる環境ラベル
災害備蓄用品			
182	災害備蓄用飲料水	●賞味期限が5年以上 ●名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造会社名等の記載	
183	アルファ化米	●賞味期限が5年以上 ●名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造会社名等の記載	
184	保存パン		
185	乾パン		
186	レトルト食品等	●賞味期限が5年以上 ●賞味期限が3年以上かつ容器等の回収 ●名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造会社名等の記載	
187	栄養調整食品	●賞味期限が3年以上 ●名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造会社名等の記載	
188	フリーズドライ食品		
189	毛布		
190	作業手袋	※インテリア寝装寝具、作業手袋及びその他繊維製品を項を参照	 
191	テント		
192	ブルーシート		
193	一次電池(単1形～単4形)		
194	非常用携帯燃料	●品質保証期限が5年以上 ●名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造会社名等の記載	
195	携帯発電機	●排出ガスが基準値以下 ●騒音レベルが98デシベル以下 ●連続運転可能時間が3時間以上 (カセットボンベ型は1時間以上)	
196	非常用携帯電源	●電気容量が100Wh以上 ●保証期間又は使用推奨期限が5年以上	
公共工事			
197	資材	盛土材料	判断の基準は「★公共工事判断の基準」(別表)を参照
198		建設汚泥から再生した処理土	
199		土工用水砕スラグ	
200		銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
201		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
202		地盤改良材	
203		地盤改良用製鋼スラグ	
204		コンクリート用スラグ骨材	
205		高炉スラグ骨材	
206		フェロニッケルスラグ骨材	
207		銅スラグ骨材	
208		電気炉酸化スラグ骨材	
209		アスファルト混合物	
210		再生加熱アスファルト混合物	
211		鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
212		中温化アスファルト混合物	
213		路盤材	
214		鉄鋼スラグ混入路盤材	
215		再生骨材等	
216		小径丸太材	
217		間伐材	
218		混合セメント	
219		高炉セメント	
220		フライアッシュセメント	
221		セメント	
222		エコセメント	
223		コンクリート及びコンクリート製品	
224		透水性コンクリート	
225		鉄鋼スラグ水和固化体	
226		鉄鋼スラグブロック	
227		吹付けコンクリート	
228		フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	
229		塗料	
230		下塗用塗料(重防食)	
231		低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
232		高日射反射率塗料	
233		防水	
234		高日射反射率防水	
235		舗装材	
236		再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	
237		再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)	
238		園芸資材	
239		パークたい肥	
240		下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	
241		道路照明	
242		LED道路照明	
243		中央分離帯ブロック	
244		再生プラスチック製中央分離帯ブロック	
245		タイル	
246		セラミックタイル	
247		建具	
248		断熱サッシ・ドア	
249		製材等	
250		製材	
251		集成材	
252		合板	
253		単板積層材	
254		直交集成板	

調達 番号	品目	判断の基準	参考となる環境ラベル
235	フローリング	フローリング	
236	再生木質ボード	パーティクルボード	
237		繊維板	
238		木質系セメント板	
239	木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品	
240	ビニル系床材	ビニル系床材	
241	断熱材	断熱材	
242	照明機器	照明制御システム	
243	変圧器	変圧器	
244	空調用機器	吸収冷温水機	
245		氷蓄熱式空調機器	
246		ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	
247		送風機	
248		ポンプ	
249	配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
250	衛生器具	自動水栓	
251		自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
252		大便器	
253	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	
254		合板型枠	
255	建設機械	排出ガス対策型建設機械	
256		低騒音型建設機械	
257	工法	建設発生土有効利用工法	
258		建設汚泥再生処理工法	
259		コンクリート塊再生処理工法	
260		舗装(表層)	路上表層再生工法
261		舗装(路盤)	路上再生路盤工法
262		法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法
263		山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法
264	目的物	舗装	排水性舗装
265			透水性舗装
266		屋上緑化	屋上緑化

役務

267	省エネルギー診断	●省エネルギー診断に係る技術資格者が、設備の稼働状況、運用状況、エネルギー使用量等について調査分析し、省エネ対策に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善、並びにエネルギー管理体制・管理方法の提案がなされること	
268	印刷	<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●判断の基準を満たす情報・印刷用紙の使用(冊子の表紙は除く) ●リサイクル適性Aランクの用紙、インキ等の資材の使用 ※印刷物の用途・目的からその他のランクの用紙を使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載 ●印刷物へのリサイクル適性の表示 ※納入事業者に資材確認票の提出を求めること等により確認 ●印刷工程における環境配慮の実施 <p>【個別事項】</p> <p><オフセット印刷></p> <ul style="list-style-type: none"> ●バイオマス含有インキの使用(植物油インキ、大豆油インキなど。芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキ) ●NL規制(印刷インキ工業連合会)適合インキの使用 <p><デジタル印刷></p> <ul style="list-style-type: none"> ●化学安全性の確認されたトナー又はインキの使用 (印刷に係る他の環境ラベル等との関連は品目別の解説を参照) 	   
269	食堂	<ul style="list-style-type: none"> ●生ゴミ処理機等による適正処理 ●リユース食器の使用 ●ワンウェイのプラスチック製容器等の不使用 ●食品廃棄物の発生量把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画策定、目標設定 ●食品廃棄物等の単位当たり発生量が目標値以下 ●食品循環資源の再生利用等の実施率が判断基準省令で定める基準実施率を達成又は、目標年に目標値を達成する計画を策定 ●食品ロスの削減 ●食堂利用者へ食べ残し削減の啓発 ●運用に伴うエネルギー使用量の把握、省エネ・節水措置 	
270	自動車専用タイヤ更生	●リトレッド又はリグループの実施 (JISマーク製品はリトレッドタイヤの判断基準をみたしている)	
271	自動車整備	<ul style="list-style-type: none"> ●リサイクル部品による修理(リユース部品又はリビルド部品の使用) ●エンジン洗浄を実施する場合下記を満たすこと ・CO及びHCが洗浄前後で20%以上削減されること ・エンジン洗浄の実施直後及び法定12か月点検において、20%以上の削減効果がなかった場合、無償で再度エンジン洗浄を実施 	

調達番号	品目	判断の基準	参考となる環境ラベル
272	庁舎管理	<p>〈共通〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定調達物品等の使用 ● 省エネ法(工場等に係る措置)の管理標準に基づくエネルギー使用の合理化 ● 省エネルギー計画の立案、対策の選定、当該対策に係る実施基準等に基づく実施状況及び対策効果を施設管理者に毎月報告。対策の実施結果を踏まえた省エネルギー対策の見直しの実施 ● 省エネルギー診断の診断結果に基づく設備・機器等の運用改善の措置 ● エネルギー管理システムによるエネルギー消費の可視化及びデータ分析結果に基づくエネルギー消費効率化の措置 ● フロン類漏えい防止のための適切な措置 <p>〈常駐管理〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー又は水の使用量、廃棄物の排出量に関する月次報告、分析と削減対策の提案等(施設利用者と連携して行う対策を含む) <p>〈常駐管理以外〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー又は水の使用量、廃棄物の排出量に関する分析と削減対策の提案等 	
273	植栽管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定調達物品等の使用 ● 総合的害虫防除 ● 農薬の使用削減及び農薬取締法に基づく農薬の適正使用 	
274	加煙試験	<ul style="list-style-type: none"> ● 加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと 	
275	清掃	<p>以下の1又は2のいずれかを満たすこと</p> <p>1.以下の要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定調達物品等の使用 ● 洗面所の手洗い洗剤は廃油又は動植物性油を使用し、植物油脂を使用する場合は持続可能な原料を使用 ● ごみの適切な分別回収 ● 古紙の適切な分別、改善案の提示 ● 床維持材(ワックス)、洗剤のVOC低減 ● 環境負荷低減が図れる具体的清掃方法の提案 <p>2.エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること</p>	
276	タイルカーペット洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用する機器の消費電力が0.22kWh/m²以下 ● 使用する水量が40L/m²以下 ● 清掃に係る判断の基準を満たす洗剤等の使用 ● 洗浄完了後の回収水の透視度が5ポイント以上 	
277	機密文書処理	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の状況に応じた分別・回収・処理方法の提案 ● 機密文書の処理にあたって、製紙原料として利用可能な処理の実施 ● 機密処理・リサイクル管理票の提示 	
278	害虫防除	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定調達物品等の使用 ● 総合的害虫防除 ● 害虫等の発生、侵入防止措置 ● 事前計画、目標の設定、作業後の効果判定 ● 殺虫剤の適正かつ効果的な使用 	
279	輸配送	<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギーの使用に係る実態・取組効果の把握 ● 環境保全のための仕組み・体制の整備 ● エコドライブ推進の措置 ● 車両の点検・整備の実施 ● モーダルシフトの実施(輸配送に適用) ● 輸配送効率の向上のための措置 ● 旅客輸送効率の向上、空車走行距離の削減のための措置(旅客輸送) ● 判断の基準の適合状況のウェブサイト等による公表等 	
280	旅客輸送	<ul style="list-style-type: none"> ● 判断の基準の適合状況のウェブサイト等による公表等 <p>※(グリーン経営認証取得事業者は、輸送に係る判断の基準を満たしている)</p>	
281	庁舎等において営業を行う小売業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 容器包装の過剰な使用抑制のための取組 ● 消費者のワンウェイ製品及び容器包装廃棄物の排出抑制のための取組 ● 食品を取り扱う場合は、次の要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ア 食品廃棄物の発生量把握並びに発生抑制及び再生利用等の計画策定、目標設定 イ 食品廃棄物の発生抑制のための呼びかけ及び啓発 ウ 持続可能性に関する食品原材料の調達方針等の公表 エ 食品廃棄物の単位当たり発生量が目標値以下 オ 食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定 ● 容器包装のうち、再使用を前提とするものは、当該店舗において返却・回収 ● ワンウェイのプラスチック製の買物袋(レジ袋)を提供する場合、すべての買物袋にバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが25%以上使用、呼び厚さが0.02mm以下、素材が単一であることなど、再生利用のための工夫がなされている 	
282	クリーニング	<ul style="list-style-type: none"> ● ドレンの回収及び再利用による省エネルギー、水資源の節約等 ● エコドライブの実施 ● ハンガーの回収及び再使用の仕組み ● 袋・包装材の削減のための独自の取組の実施 	
283	飲料自動販売機設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 缶・ボトル式にあつては、省エネ法に基づくエネルギー消費効率が1000kWh以下であり、エネルギー消費効率基準達成率120%以上 ● 紙容器・カップ式にあつては、省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率100%以上 ● ノンフロン機 ● 環境配慮設計及びその実施状況の公表 ● 本体機器の照明はLED ● 特定の化学物質の含有率が基準値以下、含有情報の公表 ● 照明が常時消灯されていること(屋内設置の場合) ● 飲料容器の回収箱設置、容器の分別回収及びリサイクル実施 ● 使用済自動販売機の回収リサイクルシステムの保有 	

調達 番号	品 目	判 断 の 基 準	参考となる環境ラベル
284	引越輸送	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定調達物品の使用(梱包及び養生) ● 反復利用可能な梱包用資材及び養生用資材の使用 ● 引越終了後の梱包用資材の回収の実施 ● 自動車による輸送を伴う場合は、次の要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの使用に係る実態・取組効果の把握 ・環境保全のための仕組み・体制の整備 ・エコドライブ推進の措置 ・車両の点検・整備の実施 ※グリーン経営認証取得事業者は自動車による輸送に係る判断の基準を満たしている	
285	会議運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 紙類の基準を満たす用紙の使用、適正部数の印刷、両面印刷等による紙資料の削減 ● ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物にあたっては、「印刷」の基準の適用 ● 印刷物等の残部のうち、不要な資料、印刷物はリサイクルを行う ● 会議の参加者に次の取組の奨励 <ul style="list-style-type: none"> ア 公共交通機関の利用 イ クールビズ及びウォームビズ ウ 筆記用具の持参 ● 飲料等を提供する場合は、次の要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ア ワンウェイのプラスチック製品及びプラスチック製容器包装の不使用 イ 繰り返し利用可能な容器の使用又は容器包装の返却・回収 	
286	印刷機能等提供業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 印刷機能等提供業務に係る機器を導入する場合は、以下の要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ア 各機器は、基本方針の判断基準を満たすこと イ 契約終了後は機器を回収し、回収した部品の再使用又は材料の再生利用が行われること。再使用又は再生利用できない部分については、減量化等による適正処理を行い、単純埋立てされないこと ● カートリッジ等を供給する場合は、判断基準を満たすこと ● 特定調達品目に該当する用紙を供給する場合は、判断の基準を満たすこと ● 機器の使用実績等を把握し、以下の提案を行うこと <ul style="list-style-type: none"> ア 紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策 イ 環境負荷の低減に向けた適切な機器の製品仕様及び設置台数 	
ごみ袋等			
287	プラスチック製ごみ袋	1及び2のいずれかの要件を満たすこと。 1.次のア若しくはイのいずれかの要件並びにウ及びエの要件を満たすこと ア バイオマスプラスチック25%以上使用(バイオベース合成ポリマー含有率25%) イ 再生プラスチック40%以上使用 ウ 上記に関する情報が開示されていること エ プラスチックの添加剤としての充填剤の不使用 2.エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。	

※判断の基準はグリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等であるための基準
 基準値1・・・より高い環境性能を示すもの
 基準値2・・・最低限満たすべきもの